

会 議 結 果 等

会 議 名 称	第 134 回 加古川市開発審査会
開 催 日 時	令和 4 年 5 月 19 日（木）14 時
開 催 場 所	加古川市民会館 大会議室
出 席 者	<委員> 羽田 由可、堀本 祥子、工藤 和美、安枝 英俊、高見 美保、松尾 成史 <幹事> 都市計画部次長、都市計画部参事、建築指導課長、農業委員会事務局長 <事務局> まちづくり指導課職員
会 議 次 第	議 案 (1) 会長及び会長代理選出 (2) 都市計画法第 43 条許可について（報告） (3) 都市計画法第 43 条許可について（事前審査） 市街化調整区域に長期に存する建築物の用途変更（試行基準 7 くずれ） (4) 都市計画法第 43 条許可について（事前審査） 区域区分日前所有者から所有権を移行された者が直系及び 2 親等以外の親族である建築予定者が新築する既存集落における住宅 （条例別表第 1 の 3 くずれ） (5) 都市計画法第 34 条第 12 号について（協議） 田園まちづくり制度「特別指定区域指定変更」（横大路地区）について (6) 都市計画法第 34 条第 12 号及び 14 号許可基準の改正について（事前相談） 許可基準の見直しの考え方について
審 議 内 容	(1) 会長及び会長代理選出について、安枝会長と工藤会長代理が選出された (2) 都市計画法第 43 条許可について報告された (3) 市街化調整区域に長期に存する建築物の用途変更（試行基準 7 くずれ）について、案のとおり了承された (4) 区域区分日前所有者から所有権を移行された者が直系及び 2 親等以外の親族である建築予定者が新築する既存集落における住宅（条例別表第 1 の 3 くずれ）について、案のとおり了承された (5) 横大路地区の特別指定区域指定変更について、案のとおり了承された (6) 許可基準の見直しの考え方について、案のとおり了承された